

学校生活を規律あるものとするために

令和4年3月改訂
令和5年1月一部追加
令和6年1月一部追加
南稜高校生徒指導部

1 望ましい生活態度について

- (1) 勉学に励み、部活動や各種行事に積極的に参加すること。
- (2) 基本的な生活習慣を確立すること。特に次のことに心がける。(整容規定参照)
 - ア 挨拶の励行
 - イ 時間厳守
 - ウ 正しい言葉遣い
 - エ 校則に即した服装・髪型(整容規定参照)
- (3) 問題行動の防止。特に次のことは厳しく禁止する。違反した場合は指導する。
 - ア 喫煙、飲酒、暴力、万引き等の不良行為。また、違法薬物に関わること。
 - イ 夜間外出、外泊、遊技場の出入り、不純異性交遊。
 - ウ いじめに関する行為。SNS等への不適切な書き込み。
 - エ 他者の迷惑となる行為。

※警察や学校関係者等に補導された場合は、必ず担任に連絡すること。

2 交通安全・交通マナーについて

- (1) 交通事故防止のため、次のことを禁止する。
 - ア 自転車の2人乗り、傘さし運転、並進、信号無視、夜間の無灯火運転等の危険な運転。
 - イ イヤホンで音楽を聴いたり、スマートフォンを操作したりする等の「ながら運転」。
 - ウ 原付・自動二輪・自動車免許の無断取得。無免許運転。自動二輪の後部座席に搭乗。
- (2) 交通事故時の重傷化を低減するため、自転車乗車時はヘルメット着用を努める。
- (3) 列車等の公共交通機関において他者に迷惑をかける行為の禁止。定期券の不正な使用の禁止。

※違反したり、警察や学校関係者等に指導されたりした場合は、必ず担任に連絡すること。

3 スマートフォン等の情報通信機器について

情報通信機器については、本校の規則を理解し遵守することを前提として、保護者の責任の下において正しい利用を推奨。

- (1) 情報通信機器の契約は、保護者の判断。ただし、フィルタリングの設定は必ず行うこと。
- (2) 校内への持ち込みは許可するが校内での使用は不可とする。ただし、放課後の送迎や帰宅の連絡を目的とした保護者とやりとりする場合のみ、正門横駐輪場に場所を限定して使用を許可。
- (3) 学校の規則に違反した場合は、「スマートフォン等情報通信機器の持込及び利用規定罰則規定」に基づいて指導。

4 学校への諸届け、連絡について

- (1) 次の事項は許可が必要。
 - ア 自転車通学(防犯登録、TSマーク、二重ロック、雨合羽使用、交通ルール遵守が条件)
 - イ 原動機付き自転車での通学(2年次以降、距離等の条件あり)
 - ウ 自動車運転免許取得(3年次2学期期末考査以降、自動車学校通学に際し条件あり)
 - エ アルバイト(長期休業中、特別な事情の場合)
 - オ 下宿、集会、登山、旅行、キャンプ、学校外での行事への参加
- (2) 次の事項は随時届けが必要。
 - ア 欠席届(必ず保護者が連絡すること)
 - イ 遅刻届

5 留意事項について

- (1) カラオケボックスおよびゲームセンター利用については8時～19時とする。ただし、授業や時間外総合実習等学校の諸活動の時間帯の利用は禁止する。